

令和5年第3回九戸村議会定例会決算審査特別委員会

令和5年9月8日（金）

本会議終了後 開会 開議

場所 常任委員会室

◎審査日程（第1号）

日程第1 決算審査特別委員会設置・構成
委員長・副委員長の互選

日程第2 議案第6号 令和4年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について
【歳入全般】
【歳出(1款・2款・3款)】

◎出席委員（9人）

1番	大崎	優一	君	6番	坂本	豊彦	君
2番	久保	えみ子	君	8番	岩渕	智幸	君
3番	渡	保男	君	9番	保大木	信子	君
4番	川戸	茂男	君	10番	古舘	巖	君
5番	中村	國夫	君				

◎欠席委員（2人）

7番	櫻庭	豊太郎	君
11番	高崎	覺志	君

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴山	裕康	君						
副	村	長	伊藤	仁君						
教	育	長	高橋	良一君						
総	務	課	長	中奥	達也君					
I J U	戦	略	室	柳	平善行君					
移	住	定	住	担	当課長					
会	計	管	理	者	野	辺	地	利	之君	
兼	税	務	住	民	課	長				
保	健	福	祉	課	長	浅	水	涉	君	
産	業	振	興	課	長	川	原	憲	彦君	
地	域	整	備	課	長	関	口	猛	彦君	
教	育	次	長	松	浦	拓	志	君		
地	域	整	備	課	主	幹	上	村	浩	之君
兼	水	道	事	業	所	長				

◎職務のため委員会室に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大久保	勝彦
主		任		山本	猛輝

◎開会の宣告（午前 11 時 00 分）

○臨時委員長（古舘 巖君） それでは、委員長の互選が終わるまで、私が委員長の職務を行います。

ただ今から、決算審査特別委員会を開会いたします。

◎開議の宣告（午前 11 時 00 分）

○臨時委員長（古舘 巖君） ただ今の出席委員は、9 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、1 番、大崎優一委員。7 番、櫻庭豊太郎委員から欠席の届け出がありました。直ちに、本日の会議を開きます。

◎決算審査特別委員会委員長の互選

○臨時委員長（古舘 巖君） これより、決算審査特別委員会委員長の互選を行います。

お諮りをいたします。委員長の互選の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選の方法によりたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○臨時委員長（古舘 巖君） 異議なしと認めます。

従って、委員長の互選の方法は、指名推選の方法によることに、決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、本職において指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○臨時委員長（古舘 巖君） 異議なしと認めます。

従って、本職において指名することに、決定いたしました。

委員長に、中村國夫君を指名いたします。

お諮りをいたします。ただ今、本職において指名いたしました中村國夫委員を委員長の人選と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○臨時委員長（古舘 巖君） 異議なしと認めます。

従って、ただ今、指名いたしました中村國夫委員が決算審査特別委員会委員長に当選されました。

ただ今、当選されました中村國夫委員が本委員会室におられますので、当選の告知をいたします。

中村國夫委員、委員長席にご着席願います。

以上で、私の職務が終わりましたので、中村委員長と委員長席を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(中村國夫君 委員長席に着席する。)

◎決算審査特別委員会副委員長の互選

○委員長（中村國夫君） ただ今、委員長に当選いたしました中村國夫でございます。ご協力のほどよろしく願います。

直ちに、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選の方法によりたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

従って、互選の方法は、指名推選の方法によることに、決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

従って、本職において指名することに、決定いたしました。

副委員長に、岩渕智幸委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、本職において指名いたしました岩渕智幸委員を副委員長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

従って、ただ今、指名いたしました岩渕智幸委員が決算審査特別委員会副委員長に当選されました。

ただ今、当選されました岩渕智幸委員が本委員会室におられますので、本席から告知いたします。自席から、ごあいさつをお願いします。

○副委員長（岩渕智幸君） ただ今、副委員長に互選されました岩渕智幸でございます。よろしく願います。

○委員長（中村國夫君） 以上で、決算審査特別委員会が構成されました。

なお、本委員会の審査予定につきましては、お手元に配布しました審査日程表のとおりでありますので、会議進行につきましては、特段のご協力をお願い申し上げます。

◎審査日程の報告

○委員長（中村國夫君） それでは、直ちに審査に入ります。

本日の審査日程は、お手元に配布のとおりであります。

審査日程に入る前に、各委員に申し上げます。本委員会に付託された事件は、議案第6号「令和4年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第15号「令和4年度九戸村水道事業会計決算認定について」までの10件であります。

また、付託されました議案10件につきましては、9月14日までに審査を終了するよう期限を付けられておりますので、会議の進行につきましては、特段のご協力をお願いいたします。

次に、資料請求について、9月6日午後5時までに請求のあったものについては、お手元に配布いたしました一覧表のとおり提出をいただいております。このほかに資料請求があればこの際、申し出願います。

資料提出の請求は、ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 次に、ただ今、提出をいただいております資料の概要について、順次、担当課長から説明をお願いします。

なお、同資料に対する質疑については、それぞれの審査項目の審査の際にさせていただくようお願いいたします。

保健福祉課長

○保健福祉課長（浅水 渉君） それでは、資料要求のNo.1、「就学前児童の年度ごとの人数及び戸田、伊保内、江刺家地区ごとの人数」についてです。表紙をめくっていただきますと、表を載せております。数字については、ご覧のとおりでございます。23年度、今年度分については、今まで2名生まれているということになります。補足ですが、母子手帳発行者はこのほか、今のところ2名ということで、4名というところになっております。地区につきましては、旧村単位、旧3村単位としておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（中村國夫君） それでは、続きまして資料No.2、「繰越明許費」についてお願いします。

総務課長

○総務課長（中奥達也君） それでは、総務課から順次、資料No.2の「繰越明許費」についてご説明いたします。総務課の部分ですが、ページが1ページの部分でございます。まず上から賃料の損害金が31万7,280円未収となっております。こちらは、失礼しました。資料を間違えていました。

総務課です。繰越明許費の調書でございます。まず、事業名が屈折はしご付消

防自動車整備事業でございます。こちらは、二戸地区広域行政事務組合の消防本部に配備する屈折はしご付消防自動車を更新整備するものでございましたが、これを村の負担金ということで、支出するものでございました。繰越理由ですが、新型コロナウイルス感染症感染拡大と、社会情勢の影響で車両製作に係る部品供給が停滞することから、期限内での納車がちょっと困難ということで繰り越しになったものでございます。二戸広域行政事務組合のほうで今、進めておりまして、8月末の進捗状況ですが、9月29日の納車に向けて今、進めているところでございます。こちら、納車というか、確認後に、村のほうも負担金の支払いになるものでございます。以上です。

○委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

○I J U戦略室移住定住担当課長（柳平善行君） I J U戦略室は、4件の繰越明許費がございます。情報化推進事業といたしまして、N T Tが行う電柱の建て替えに伴う光ファイバーケーブルの支障移転工事でございます。121万円、これはN T Tが主体となって工事を進めておりますので、そちらのほうで着手が遅くなれば、こちらの負担も遅くなるというものでございまして、2件想定してございまして、そのうち1件は、8月末現在で完了してございます。残り1件については、N T Tの工事の発注時期の次第で、まだ具体的にいつそれというお話はできていないという状況になっております。

続きまして、九戸村総合公社運営事業といたしまして、オドデ館南側駐車場の舗装工事等整備、集荷場建屋の建築・整備でございます。金額は5,291万1,000円でございます。オドデ館の本体工事が遅れたこと、あるいは、その南側駐車場の造成の工事も押したことから、舗装工事、あるいは建屋の建築、整備が遅れたものでございます。駐車場につきましては、駐車場の舗装につきましては、7月に完成してございます。集荷場につきましては、8月中に完成してございまして、このほど完了検査も実施しております。あとは街灯を設置したいと考えてございまして、そちらについても、物資の調達に時間を要するということで、10月末を見込んで完成予定としてございます。

続きまして共同住宅整備事業、単身者向けの住宅建設でございます。繰越額は1億1,128万6,000円でございます。繰越理由でございますが、旧伊保内高校教員住宅の解体工事が必要になったと、工事を進める中で、それに伴いまして共同住宅の建設工事が先延ばしになったというところでございます。こちらにつきましては、令和5年7月27日に本体工事は完成してございます。あと、それに伴いまして給水管布設工事、あるいは備品購入等も完了してございます。あと、今、進めているのがネット環境の構築ということで、現在進めているところでございます。

最後に、戸田団地既設擁壁改修事業でございます。野田商店があるんですけれ

ども、その裏手の場所でございます。900万円ということで、こちらについては工法の決定に相当の日数を要したため、繰り越しになったものでございます。現在、設計書の原案を作成中でございます。以上です。

○委員長（中村國夫君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（浅水 渉君） それでは、3ページの保健福祉課分について説明します。1件でございます。介護施設等整備事業補助金ということになります。これは県の補助のトンネルといったかたちの補助事業でございます。3,527万8,000円が繰り越しということで、この建物、建築に建築資材の調達が困難になったことによって工期が延びまして、繰り越したものでございます。

施設につきましては8月に完成し、その部分、3,360万円につきましては、支出済みとなっております。今後、開設準備の補助金分につきましては、10月末予定で進めているということでございます。以上です。

○委員長（中村國夫君） 産業振興課長

○産業振興課長（川原憲彦君） それでは、4ページをご覧いただきたいと思います。産業振興課です。まず、事業ですけれども、二戸北部ライスセンターの設置事業ということで、軽米町のほうに、今、設置しているわけですけれども、金額は859万5,000円ということで、負担金をお支払いするというものでございます。繰越理由としまして、新型コロナウイルスの影響で人員確保が困難であったということです。これにつきましては8月31日に完成し、9月4日に落成式のほうを行っているということでございます。ただ、まだ金額の詳細は、請求等は来ていない状態です。

次に農道の改良事業ということで、農道戸田五郎沢線でございます。金額が2,475万3,000円ということで、繰越理由につきましては、用地交渉等が難航しまして工事の進捗が遅れ、冬期間の舗装工事となったものから繰り越しをしたというものでございます。これにつきましては、発注分については95%完成ということでしておりますけれども、9月6日に完成検査をしております。

そして、その下のふるさとの館、薪ストックヤードの整備事業ということで、乾燥用の薪棚の設置ということで255万7,000円となっております。これにつきましては、簡易な構造物でしたけれども積雪等によって、完成が大変申し訳なく4月までなったということで、繰り越しをさせていただいたものです。また、薪の量を見ながら、ある程度、薪の収集ができていたということで、追加の部分も設置し、8月にすべてが終わっているということでございます。以上です。

○委員長（中村國夫君） 地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） それでは、5ページをご覧願います。地域整備課、8款土木費の分でございます。事業名が道路維持修繕事業となります。事業内容ですけれども、委託料が120万円の繰り越し。工事請負費が8,035万円の繰り越

し。合わせて 8,155 万円分の繰り越しとなっております。工事につきましては、村道維持工事、もう一つが集落生活基盤環境整備事業というものが入っております。

繰越理由でございます。委託料ですけれども、繰越事業に必要な測量設計を確保するためのものがございます。工事請負費の村道維持工事につきましては、災害により施工箇所の新選定と工法検討に不測の日数を要したためでございます。集落生活基盤環境整備事業につきましては、工事予定箇所の施工方法の検討及び関係者との協議に不測の日数を要したためでございます。

8 月末の進捗状況でございます。委託料ですけれども、現地状況を調査中でございます。工事請負費、村道維持工事につきましては、村道維持工事 3 件は、7 月 21 日契約済み。村道維持舗装工事につきましては、8 月 9 日契約済みでございます。維持工事につきましては、すべて発注済みとなっております。集落生活基盤環境整備事業につきましては、8 月 21 日に工事予定場所におきまして関係者と打ち合わせを実施しております。また、9 月下旬に再度現地で工事内容の確認をし、10 月上旬に入札予定としてございます。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、上下水道係について、6 ページをお開き願います。事業名は、戸田地区農業集落排水施設機能強化対策工事というものでございます。これは事業内容になりますが、施設の機能が低下してきている設備類、これについてストックマネジメント計画というものを立てているんですが、それに基づいて修繕及び更新する工事を実施するものでございます。金額ですが、事業費は 5,155 万 7,000 円でございますが、そのうち令和 4 年度に 1,800 万円支払いをしております。残りの 3,355 万 7,000 円が繰り越しとなっております。

繰越理由でございますが、工事施工に必要な機器、電気類の部品等の調達に不測の日数を要したためということでございます。こちらの進捗状況ですが、今現在、機械電気類の部品がまだ納入になっておりませんので、その納入次第、工事のほうを完了、1 週間ぐらいあれば完了できるということなので、物が入り次第、工事を終了するという事になると思います。

続きまして、7 ページをお開き願います。今度は水道事業所になります。こちらは 2 件ありますが、宇堂口配水場及び、2 段目の上戸田ポンプ場の、それぞれ原水濁度計の設置工事になります。事業内容は、両方とも原水水質管理のための濁度計設置という内容になっております。事業費に関しましては、宇堂口に関しましては繰越額 5,000 万円。事業費は 4,400 万円。失礼しました。440 万円が事業費で、繰越額は 500 万円でございます。上戸田につきましては、事業費 423 万 5,000 円、繰越額が 500 万円でございます。

繰越理由は、両方とも同じでございますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、機器の納品が遅延し、年度内の工事完了が困難となったためでございます。8月末現在の進捗状況でございますが、これは7月31日に両方とも完了してございます。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（松浦拓志君） 続きまして、8ページをお開き願います。事業名、小学校施設改修事業ということで、事業内容は、戸田小学校の高圧気中負荷開閉器他更新工事となっております。戸田小学校に電気線を引き込む、引込電柱に設置してある高圧気中負荷開閉器、こちらのほうが、設置からかなり年数がたったということで、東北電気保安協会のほうから更新が必要だということで指摘を受けまして行ったものでございます。

事業者は、馬淵川電気株式会社。金額は135万3,000円ということで、こちら12月補正のほうで予算計上いただいております。繰越理由でございますけれども、工事に必要な資材の調達に不測の日数を要したためという繰越理由でございます。8月末の進捗状況につきましては、5月にすべての工事が完了しております。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） それでは続きまして、No.4でございます。「九戸村公共施設等総合管理計画」について、お願いします。

移住定住担当課長

○I J U戦略室移住定住担当課長（柳平善行君） それでは、資料要求No.4の「九戸村公共施設等総合管理計画（改訂版）」の40ページについて、ご説明いたします。お手元に配布のとおりでございます。

1点、おわび申し上げます。こちらの、ちょっと確認の不備で小中学校の再編につきまして、「義務教育学校の開校を目指す」という文言で公表させていただいておりましたが、正しくは、「小中一貫校又は義務教育学校の開校を目指す」というところでその文言を、現状及び課題等、あるいは村の基本方針に、追記させていただいております。この場をお借りいたしましておわび、訂正させていただきます。なお、ホームページ上につきましては、既に差し替えさせていただいております。この計画でございますが、令和5年9月1日から1カ月間パブリックコメントを実施しております。以上、よろしく願いいたします。

○委員長（中村國夫君） それでは、続きまして、No.5、「令和4年度市町村要望岩手県からの回答」についてお願いします。

移住定住担当課長

○I J U戦略室移住定住担当課長（柳平善行君） 続きまして資料ナンバー5でございます。お手元に配布しているものです。去年の7月6日、九戸村H O Zホールにて開催いたしましたが、その項目ごとに県から事細かにその回答をいただいて

おります。詳細については、読み上げはしませんが、後ほどご覧いただければと思います。以上です。

- 委員長（中村國夫君） 続いてNo.6、「未収金の滞納状況と回収に向けての取り組み状況」についてお願いします。

総務課長

- 総務課長（中奥達也君） 未収金の状況について、総務課からお知らせします。まず上段に、賃料損害金でございます。こちら未収額が31万7,280円となっておりますが、こちらは、令和4年度に締結した工業団地の土地の賃料相当額の支払契約に基づき請求したものでございますが、この1社のところで一括での予定でしたが、ちょっと払い切れないということで未収、現在、未収額が出たものでございます。分割で支払いということで、今、分納中ではございまして、最後10月に完納予定となっております。

それから、次の庁舎使用料、未収額1,118円及び庁舎電気使用料5万1,092円と2万9,889円の部分でございますが、これも全部1社の部分の飲料水自動販売機のそれぞれの庁舎使用料及び電気使用料については、庁舎設置分と公民館設置分の使用料につきまして請求して納付をお願いしたんですが、年度内に納入されなかった。業者としては5月31日に手続きを踏んだものですが、ちょっと年度内に入らなかった。6月8日に全部収入済みとなったものでございます。

一番下段が、過払返還金ということで、6万6,823円の方でございます。こちらは、令和2年度会計年度任用職員の給与分でございますが、当月払いのための給与を満額支給したところ、その月に欠勤が生じまして、そのまま退職となったもので、その返還金が出たものでございましたが、現在状況としましては、令和2年度に臨戸訪問したんですが、返還に応じなかったということでした。それ以降、文書にて返還請求を行っている状況です。今年度は、再度訪問を行う予定としておりましたが、まだ現在ちょっと実行できていない状況でございます。以上でございます。

- 委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

- I J U戦略室移住定住担当課長（柳平善行君） 本室は2件の未収金がございます。最初に、公営住宅使用料でございます。278万9,100円ということで、単年度、あるいは過年度の滞納者がいるというところでございます。滞納者につきましては、未納家賃の承認及び納入誓約書の提出を徹底しているところでございます。

次に住宅浄化槽使用料1名の方でございます。4万2,000円でございます。この方は、過年度滞納者の方でございます。住宅使用料同様に、滞納者には未納家賃の承認及び納入誓約書の提出を徹底しているところでございます。以上です。

- 委員長（中村國夫君） 税務住民課長

- 税務住民課長（野辺地利之君） それでは、資料の3ページです。税務住民課分

でございます。まず上からいきまして、村民税(個人)ということで、個人の住民税でございます。こちらにつきましては、未収となっている方29名でございます。そして、右のほうにいきまして、未収額ですが、278万138円ということになっております。これは、現年課税分、いわゆる令和4年度分、それから滞納繰越分、これらを合わせた未収でございます。回収に向けての取組状況でございますが、電話による納税の呼びかけや、口座振替の推進をはじめとしまして、さらに訪問を行いまして徴収を行っているところでございます。併せまして、未納者には来庁、役場のほうにおいでいただきまして、納税相談を受けるとともに、場合によっては、今後の納税計画を立て、分納の誓約をいただいているところでございます。また、その分納の誓約をいただいても、なお納税されない場合には、預金等の差押えも行っているという状況でございます。

そしてその下、村民税(法人)です。こちらは、未収が2社、未収額としては10万円でございます。こちら現年課税分、いわゆる令和4年度分が未収となったものでございます。こちらにつきましては電話連絡によりまして、納税催告を行い、納税するという回答をいただいているところでございます。

その下、固定資産税です。38名、未収額は314万7,546円。こちらの回収に向けての取り組み状況は、一番上で説明しました村民税(個人)の分と同様の取り組み状況でございます。なお、この未収額には、還付未済額5,000円を含んでおります。この還付未済額といいますのは、令和4年度分、現年課税分でございますが、出納整理期間5月に入りまして、固定資産税の納税通知書、いわゆる切符をなくしたということで、窓口においでいただきまして、再発行して納めていただきました。その後、別のご家族の方がご自宅で、5月の末になってからなんですが、切符を発見したと。慌てて金融機関で納めていただいたということで、二重納付になったものでございます。村として、その二重納付が確知したのが6月に超えたということで、還付未済となったものでございます。これにつきましては、既に還付済みでございます。5年度分で還付済みでございます。

次、軽自動車税の種別割でございます。これは19名で、未収額が26万700円でございます。取り組み状況は同様でございます。

そして督促手数料。これが75名で、未収額4万8,200円。取り組み状況は同様でございます。さらにこの未収額には、還付未済額100円を含んでおります。これは、先ほどの固定資産税の還付未済額と同様の内容でございます。

次に、国保特別会計の部分でございます。国民健康保険税として33名の未収で、未収額が807万3,924円でございます。取り組み状況、同様でございます。併せて督促手数料、同じ33名で4万2,600円でございます。

そして一番下、後期高齢特別会計でございますが、後期高齢者医療保険料、普通徴収分でございますが、1名で3万3,000円。それに伴う督促手数料、1名で

300円ということで未収でございます。なお、この後期高齢の部分、3万3,000円と督促手数料300円につきましては、5年度に入りまして、納付済みとなっております。以上です。

○委員長（中村國夫君） 産業振興課長

○産業振興課長（川原憲彦君） それでは、4ページをご覧いただきたいと思います。産業振興課では、まず農林業振興資金貸付償還金ということで2件。そして緊急的農林業振興資金一時貸付金ということで、1件が未収となっております。なお未収金額については、Aの方は34万1,000円。Bにつきましては、126万円。Cにつきましては、240万円となっております。

なお、回収の取り組みということで、Aの方につきましては、本人と面会しまして、年金月に窓口においでいただいて納めていただいている状況です。また、Bの方につきましては、催告書を送付しておりますが、併せて本人や連帯保証人と今後について面談を行っているところでございます。そしてCですけれども、これにつきましては、会社の経営状況によりまして一括返済ができないということで、本人と面談しまして分納誓約書を提出いただきまして、本年中、12月中に完納予定ということでございます。以上です。

○委員長（中村國夫君） 地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、5ページをご覧願います。まず、地域整備課上下水道係。これは下水道の使用料になりますけれども、2名の方が滞納になっております。未収額は20万9,967円。これに対しての回収に向けての取り組み状況は、まずは分納誓約を徴して時効の更新を実施して、毎月、督促状発付や、基本的に、滞納整理を実施して、滞納を増やさないように管理徹底しているところでございます。

次に6ページ、お願いします。こちらは、水道使用料の未収金でございます。未収の人数ですが126名、未収額は371万23円になっております。回収に向けての取り組み状況ですが、まずは督促状とか催告を発布し、あとは給水停止予告を発送しながら徴収に努めているところでございます。また、再三の訪問及び電話連絡に応じない悪質対象者については、給水停止を執行して、滞納金の徴収に努めております。以上です。

○委員長（中村國夫君） 教育次長

○教育次長（松浦拓志君） 7ページをお開き願います。教育委員会でございます。こちら、育英奨学資金ということで4名、合計68万3,000円が未納となっております。こちら一般会計の債権ではなく、育英奨学資金貸付基金のほうの債権となっております。こちらのほう、古いほうであれば、平成29年度からというもの、令和2年度までという方がおります。こちらの方、こちらの4名の方、定期的な電話・訪問による督促、それから、経済的な状況確認ですね。こういったことを

行っております。なかなか収入が少ないということで、厳しい経済状況の中ということで伺っておりますが、分納誓約書等をいただきながら、回収に努めてまいりたいと考えております。

それから一番下でございますけれども、行政財産使用料ということで、1,046円の未収金が生じております。こちらのほう、公民館の玄関前に設置してある自動販売機設置の使用料ということでございます。こちらのほうは納入通知書を発行しておったんですけれども、5月末になってもまだ納入になってないよということで、担当のほうから再三、納入を促したんですけれども、最終的に東京のほうの三井住友銀行のほうで5月の31日、出納整理期間ぎりぎりに入金処理が行われたようでございますけれども、こちらのほうに収入確認ができたのが、6月になってからということでしたので、1,046円未収金という扱いになってしまいました。申し訳ございませんでした。こちらのほうは、令和5年の6月8日に納入を確認して納入済みとなってございます。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、No.7に入ります。「令和4年度の地域おこし協議会の事業計画、収支予算の協議会規約、協議会の構成員名簿、事業実績、収支決算」について、お願いします。

移住定住担当課長

○I J U戦略室移住定住担当課長（柳平善行君） それでは、資料No.7についてでございます。令和5年6月22日、役場内で行われました九戸村地域おこし協議会総会資料の中から、事業報告、収支決算。あるいは事業計画、収支予算の写しを皆さまにお配りしております。併せて、規約、あるいは構成員名簿も併せて提示させていただいております。原案どおり可決されているものでございます。以上です。

○委員長（中村國夫君） 産業振興課長

○産業振興課長（川原憲彦君） 資料No.3ですけれども、「農道戸田五郎沢線」の資料ということで、これにつきましては、今の8月6日に完成検査終わった以降の図面のほうも提出させていただきたいと思っております。

○委員長（中村國夫君） ありがとうございます。

ここで、暫時昼食のため、休憩いたしたいと思っております。午後1時再開ということで、よろしく願い申し上げます。

休憩（午前11時47分）

再開（午後1時00分）

○委員長（中村國夫君） 会議を再開いたします。

最初に、資料説明のほうをお願いします。

産業振興課長

○産業振興課長(川原憲彦君) 大変申し訳ありません、資料遅れました。それで皆さんのほうに、資料提供させてもらっておりますので、ご覧いただきたいと思えます。資料No.3でございます。

一応、資料1と2ということで、二つ図面と。まず資料 03-1 というほうをご覧いただきたいと思えます。農道戸田五郎沢線についてということで、まず「整備の要望について」ということで、これにつきましては、令和2年7月30日に現地立ち会いによりまして、舗装改良の要望をいただいたということでございます。これには農林建設課3名と、戸田元村自治会、そして西山地区の代表の方、そして集落住民3世帯が出席されております。

次に、「地権者との同意、反対の人数」ということですがけれども、これにつきましては上の、五郎沢の県道ですね。姉帯戸田線から下、国道340号の神社の所までの全体で地権者16名から同意はいただきまして、用地購入を行っております。そして2件が協議が不調になっているということで、2名ということで、実際は1件なんですけれども、共有財産になっているということで2名と、ちょっと表示させていただきました。

次の「事業計画」ということで、令和3年度4,434万6,000円ということで、距離にして約600メートル。そして4年度は、3,000万円ということで310メートル。令和5年度につきましては2,200万円ということで、110メートルを予定したところでございます。なお、「8月末現在の進捗状況と今後の見通し」ということで、まず用地交渉が難航し、繰越事業となっていました。これは3年度から、なかなか交渉がうまくいってないということで、このような結果となっております。

また、県道姉帯戸田線から約280メートル。そして中間付近にブローラーがございましてけれども、ブローラーから神社裏までの340.8メートルについては、舗装改良が済んでおります。全体計画のうち、中間地点の289.2メートルが、用地買収ができていないということで、施工に至っていない状況となっております。

用地についてはちょっと相手方も難しいこともありまして、相当の期間を要するということもありますので、中間地点の289.2メートルについては、もう現状のまま利用いただくということを検討したいと思えます。

図面のほう、ちょっとご覧いただきたいと思えます。右上のほうに「2/2」となっておりますけれども、「2/2」のほうから説明させていただきます。「2/2」の右側のほうが県道になります。五郎沢地区ということで、そちらから入って来て、280.0メートルについては、舗装が完了しているところでございます。左のほうに行きまして延長289.2メートルということで、用地交渉不調区間ということで、図面の下のほうにブローラーがあるんですけれども、その反対側、反対側のほうにもブローラーがあったんですけれども、そちら一帯については、用地交渉が成

立していないという区間になっております。289.2メートルであります。

そして、その左側ということで、図面「1/2」のほうをご覧いただきたいと思っております。下のほうがブローラーになるんですけれども、その区間から神社の上の区間までということで340.8メートル。これにつきましては、改良舗装が終わっているということでございます。なお、一番最後の左の延長110メートルが、令和5年度に工事を予定しているところでございます。説明は以上でございます。

◎議案第6号の個別審査

○委員長（中村國夫君） ありがとうございます。

それでは本日の審査日程に入ります。

なお、審査の方法は、集中審査方式により、進めていきたいと思っておりますので、ご了承ください。

各委員並びに説明者の皆さんにお願いいたします。会議録の調製に万全を期するため、発言の際には、マイクのスイッチを忘れずに入れてから、発言をされますようお願いいたします。また、発言の際には、委員長と呼び、議席番号を告げてから、発言の許可を求めていただくよう併せてお願いいたします。

それでは、これから議案第6号「令和4年度九戸村一般会計歳入歳出決算認定について」の審査を行います。

最初に、歳入全般について、個別審査を行います。

質疑ありませんか。

2番、久保えみ子委員

○2番（久保えみ子君） 歳入の諸収入のところ、雑入ですけれども。予算に対して4,560万円ほど増えていますが、主なものを。ページ数でいけば、決算書の49ページのところで伺いいたします。いろいろたくさん書いてありますが、まず主なもの、何が増えたのか教えてください。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（中奥達也君） ご質問の部分につきましては、精査に時間が掛かります。ちょっとお時間をいただきたいなと思っております。調べて回答させていただきます。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

（「はい」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ありませんか。歳入全般についてでございます。

4番、川戸茂男委員

○4番（川戸茂男君） 決算書35ページの一番下のところですが、トンネル補助って言いましたが、歳出で聞けばいいのか、歳入で聞いてもいいのか、この施設の規模がお分かりでしたら。

- 委員長（中村國夫君） 保健福祉課長
- 保健福祉課長（浅水 渉君） 資料に関しては今、手持ち資料がないので、後日に。
- 委員長（中村國夫君） 4番、川戸茂男委員
- 4番（川戸茂男君） 歳出のときをお願いします。
- 委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ありませんか。
4番、川戸茂男委員
- 4番（川戸茂男君） 決算書39ページの中段に、農林水産業費県補助金の22節、予算が50万円となっておりますが、調定もなく収入もないですが、これはどういうものなのか。聞いても、お答えできるのであれば教えてください。
それからもう一つ、次のページの40ページの下段のほう、4項交付金の上の5目農林水産業費委託金。金額的には大したことがなくて、鳥獣保護の指定の業務なんです。調定があって収入済み。こういうふうな、こういうふうな少額の場合でも、この科目を設定した受け取り方、歳入の仕方になるのか。あまり金額が少額だったり、臨時的なものの場合、雑収入の扱いにもなるかもしれませんが、この扱いはどういうふうな内容でこういう扱いになったのか、併せてお尋ねをします。
- 委員長（中村國夫君） 産業振興課長
- 産業振興課長（川原憲彦君） まず39ページのほうですけれども、予算額に50万円、歳入がないということで、これにつきましては本来、歳入が見込まれないときには最終補正等で本来落とすべきものだったと思います。ただ、それをうちのほうで見落としたということだと思います。
もう1件のほうにつきましても、本来、41ページ、鳥獣保護区等指定業務、これにつきましてもまた先程と逆ですけれども、入るべきものであれば、本来、予算計上して対応するのが本来ですので、これにつきましては今後、気を付けてまいります。
なお、雑入なのかということについては、内容を見て検討させていただきたいと思います。
- 委員長（中村國夫君） 4番、川戸茂男委員
- 4番（川戸茂男君） 49ページの節の雑入で、収入未済額が46万5,084円ありますが、これは繰り越しとか何とかで、もしかすれば説明があったかもしれませんが、この内訳、内容はどういうものなのか、お尋ねをします。
- 委員長（中村國夫君） 総務課長
- 総務課長（中奥達也君） 46万5,084円の内訳でございますが、資料請求のNo.6の未収金の関係でございます、総務課の部分。こちらの真ん中の庁舎使用料1,118円を除く、上の賃料損害金31万7,280円及び庁舎電気使用料2項目合わせて8万981円、二つですね。5万1,092円と2万9,889円の分と、それから一番

下の過払返還金の部分 6 万 6,823 円が、合計 46 万 5,084 円となっております。この未収金に係る未収額になります。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 質疑ありませんか。

6 番、坂本豊彦委員

○6 番（坂本豊彦君） 滞納者の滞納について資料をいただいておりますが、非常に昨年から比べると滞納者が多いような感じがしてはいますが、要因は何なのか。努力に対しましては敬意を表しますが、その点を。コロナとかいろいろあろうかと思いますが、お伺いをいたします。

○委員長（中村國夫君） 税務住民課長

○税務住民課長（野辺地利之君） 滞納者につきましては、当課の税務住民課のところで職員体制 4 名で徴収、それから滞納処分、それぞれ法令に基づいて業務に当たっております。ただ、それぞれが別な税目も併せて持って、業務に当たっております。ただその中でも全力のといえますか、可能な限りの努力をしましてなるべく金額的には減らしていこうということで努力をしているところでございます。併せて徴収事務、滞納徴収事務については、専門的な知識も必要ですから、税務署、それから県で行われるそういった研修会にも積極的に参加して能力の向上といえますか、レベルアップにも努めております。若干、人数的には、もしかすると、まだまだ多い部分もありますが、そこのところをご理解いただきたいと思っております。なお、併せて令和 4 年度につきましては、滞納整理委員会を 7 月と、そして年が明けまして 2 月に、年 2 回開催をしまして、税金のほか、さまざまな未収金の回収に向けての情報共有とか対応方針とか、そういったものを協議しておるところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（中村國夫君） 6 番、坂本豊彦委員

○6 番（坂本豊彦君） 日ごろの努力に関しましては敬意を表しますが、一概には言えないと思っておりますが、この滞納の要因というのは、どのようなお考えであるかお伺いをいたします。滞納の。

○委員長（中村國夫君） 税務住民課長

○税務住民課長（野辺地利之君） 滞納の要因でございますが、これはどうしても、所得がどうしても低いということが、要因に挙げられておるところでございます。さらにどうしても、そういった中で、コロナ禍ということもありまして、なかなか所得が伸びていかないということも要因の一つではないかなと考えております。以上です。

○委員長（中村國夫君） 6 番、坂本豊彦委員

○6 番（坂本豊彦君） 今、原油高なり、いろんな物価高騰、その他の要因がこれからあろうかと思っております。そういうのも踏まえて、今後、徴収には努力をさせていただきたいと思っております。

続きまして、ここの 25 ページ。土地使用料ってありますが、使用料及び手数料の中で、土地使用料、これは何の代ですか。一応、前払いが原則であるようですが、未払いということはどういうことなのか、お伺いをいたします。

○委員長（中村國夫君） 総務課長

○総務課長（中奥達也君） まず 14 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料の中の行政財産ということで、土地使用料ということでございます。土地使用料の 23 万 6,936 円については、携帯電話の基地局等の設置に係る使用料等がございます。こちら収入未済額 1,118 円につきましては、こちらは先ほどの資料要求の、未収金調書の庁舎使用料 1,118 円の部分でございました。飲料水自動販売機の庁舎設置に係る庁舎使用料の分が、ちょっと入金が遅れてしまったための、ちょっと、収入未済額に出てしまったものでございました。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 6 番、坂本豊彦委員

○6 番（坂本豊彦君） 43 ページの土地売払収入、これは何の土地なのかお伺いします。

○委員長（中村國夫君） 地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） 43 ページの下から 3 行目の土地売払収入、1 万 8,252 円の件でございます。これは法定外公共物、昔の赤線を個人さんに売り払ったものの収入でございます。これは今、使っている宅地の真ん中を通ってある赤線が、そのまま赤線として使われているため、申請があって、村のほうで対応したものでございます。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 質疑ありませんか。

4 番、川戸茂男委員

○4 番（川戸茂男君） 決算書の 17 ページから始まっているんですが、税の収入未済額の中の、特にも滞納繰越分。先ほどの説明では、滞納整理の委員会、対策のための委員会を開いて努力をしているとのことでしたが、この滞納繰越分については、適法な時効の中断がなされているということでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 税務住民課長

○税務住民課長（野辺地利之君） これらの滞納繰越分につきましては、それぞれ分納誓約ですとか、分納ですとか、いただきながら債権の保全をしているところでございます。以上です。

○委員長（中村國夫君） 4 番、川戸茂男委員

○4 番（川戸茂男君） のちのちまた後年度になってから、不納欠損をしなければいけないというようなことになると、また村財政の負担になってくるわけですので、そのようなことのないような中断方法を、あるいは差し押さえやら、いろんな私財があるときには、それなりの手続きを進めていっていただきたいなと思っております。

それからもう一つ、I J U戦略室から出されている未収金調書の中に、公営住宅の使用料の未収分が 270 万余りあります。この中には、過年度の滞納者もいるという書き方ですが、これらの過年度分の保全の仕方はどのようにされていますか。

○委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

○I J U戦略室移住定住担当課長(柳平善行君) こちらにつきましては、定期的に納付するよう促しておりますが、分納誓約等を行いまして、計画的に収納、収入の事務に当たっているところでございます。

○委員長（中村國夫君） 4番、川戸茂男委員

○4番(川戸茂男君) 督促とか、そういうふうな行為は何回も、督促が効力があるわけではないと、多分思います。納期が来て、最初の督促があつて、その次はまた督促では、時効が中断されない。税はそうですよね。

多分、その使用料等についても、それに準ずるかと思しますので。過年度については特に、過年度の年次を見ながら、それなりのその債権保全に努めていかなければならないのではないかなと思しますので、その対応をよろしく願います。

○委員長（中村國夫君） 回答を求めますか。

移住定住担当課長

○I J U戦略室移住定住担当課長(柳平善行君) 委員さんよりご指摘いただきましたとおり、回収に努めてまいりたいと思しますので、よろしく願います。

○委員長（中村國夫君） 質疑ありませんか。

6番、坂本豊彦委員

○6番(坂本豊彦君) 45 ページの中の、再生可能エネルギー推進費寄附金というのがございますが、これは風力なのかちょっと分かりませんが、これは今後、ずっと、こういうふうな500万円ですか、計上されるようになるわけですか。

あと、これは、小水力発電の場合は土地改良区とかで使ってくださいというようがありますが、このことについてはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○委員長（中村國夫君） 移住定住担当課長

○I J U戦略室移住定住担当課長(柳平善行君) 45 ページの再生可能エネルギー推進費寄附金ですけれども、J R Eからちょうどいいいたしました500万円でございます。その500万円を活用いたしまして、村の役場庁舎2階と、あとふるさとの館にそれぞれ薪のストーブを設置したところでございます。

○委員長（中村國夫君） 6番、坂本豊彦委員

○6番(坂本豊彦君) 固定資産税についてはいつから、予算委員会的时候は、お伺いしましたが。続けて、すいません。

○委員長（中村國夫君） 産業振興課長

○産業振興課長（川原憲彦君） まず小水力発電の関係ですけれども、今年度についても売り上げが 1,300 万ですか、雑入として入ってきているんですけれども。その使い道ということで、先ほど土地改良区というお話しされましたけれども、土地改良区の事業には使えないということでございます。ダムについては、村が管理している。土地改良区の各種堰堤というか、水路等については改良区が管理するということで、その村と改良区を超えての予算の執行はできないということです。ただ、市町村要望等においても、その辺、改良区の財政のほうも厳しい状況ですので、水力発電は同じ新井田川水系にあるということでは何とかそちらを利用できないかというお話はしてるところではございますけれども、実質的にはまだそこは改良区に予算を入れることはできないということが、現在においてあります。

○委員長（中村國夫君） 質疑ありませんか。

質疑ございませんね。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 質疑がないようですので、これで一般会計歳入の個別審査を終わります。

なお、質疑漏れ等は、すべての会計が終わった後に、総括質疑を行いますので、その際をお願いいたします。

続きまして、一般会計歳出の審査に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） それでは、歳出の審査に入ります。

1 款議会費、2 款総務費、3 款民生費について、個別審査を行います。

質疑ありませんか。

9 番、保大木信子委員

○9 番（保大木信子君） 84 ページの保育園費について、伺います。人数も出していただきましたけれども、だいぶ、児童の人数も少なくなって、こちら辺でいろいろ考えていかなければいけない時期ではないかなと思ってます。それで、保護者さんの意向だけじゃなく、やっぱり子どものことを考えて、同じ学年に子どもさんが 1 人っていう戸田保育園の環境は、私はあまり良くないんじゃないかなって思っております。それで、やはり同じ年の子どもさんと遊ばせることによって育まれるものがあると思うんですけれども、そのところをどのようにお考えなのか、村長から伺いたいです。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） 以前から保大木委員からは、そのようなご提言もいただい

ておりましたが、今のところは保護者さんのご意向を伺った上で組み立ててるわけですが、おっしゃる内容も理解できますので、今後、検討してまいりたいと思います。

○委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ありませんか。

1 款議会費、2 款総務費、3 款民生費でございます。

6 番、坂本豊彦委員

○6 番（坂本豊彦君） 69 ページの総務管理費の中で 159 万 7,000 円がありますが、これ支出が不用額になっていますが、これ支出がないのは何なのか、お伺いをいたします。

○委員長（中村國夫君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（浅水 渉君） この不用額のうち、前年度繰越が 157 万 2,000 円が繰り越して、これ一応、前年度にコロナワクチン接種のためにバスを、例えば集団接種を二戸でやる場合のバスの借上料として用意したものを繰り越したというもので、結果的には村内で集団接種ができておりましたので、繰り越したもののそのまま残したかたちということになります。

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ございませんか。

4 番、川戸茂男委員

○4 番（川戸茂男君） 成果の 62 ページの一番上の表、(2)の医療費の給付状況というのがありますが。2 年度、3 年度、4 年度、それぞれ欄があって、2 年、3 年度は 500 万円余り、それから 3 年度が 700 万円余りで、4 年度分が医療、総医療費が一举に 3,000 万円を超す医療費になっているんですが、この増額というのは、何か要因があつたのことであったのでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 税務住民課長

○税務住民課長（野辺地利之君） それでは母子福祉費の中の医療費の給付状況でございます。こちら父母のものでございますが、4 年度にあつては、大幅に増えました。実は抗がん剤治療、それから特定疾病の方の医療費でございました。これによりまして、総医療費が大幅に増えております。なお、給付額につきましては、限度額というものがございますので、前年度に比較して倍まではいかないんですが、ある程度の増で抑えられたというものでございます。

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ありませんか。

4 番、川戸茂男委員

○4 番（川戸茂男君） 成果の 18 ページの 4 目の財産管理費のところですが。庁舎等管理のところ、公用車維持管理費のところでしたが、令和 3 年度に比較をしますと庁舎等の維持管理は、2,800 万余りから 3,900 万円。それから、公用車の維持管理は 790 万余りから、1,670 万円余りとなっておりますが、ここの要因は、主なものは何でしょうか。

- 委員長（中村國夫君） 総務課長
- 総務課長（中奥達也君） すみません。ここの財産管理費の部分の要因等の分析をちょっと、まだできておりませんでした。確認させてください。ちょっとお時間をいただきたいです。
- 委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村國夫君） 質疑がないようでございますので、これで1款議会費、2款総務費、3款民生費についての個別審査を終わります。
なお、質疑漏れ等は、総括質疑の際にお願いします。
お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日の審査は、ここまでにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）
- 委員長（中村國夫君） ご異議なしと認めます。
従って、本日の審査はここまでといたします。
なお、次の会議は、9月11日月曜日、午前11時から行いますので、ご参集願います。
-

◎散会の報告

- 委員長（中村國夫君） 本日は、これで散会といたします。
ご苦労さまでした。

散会（午後1時45分）